

# 組 合 規 約

熊本大学教職員組合

# 目 次

## 熊本大学教職員組合規約

- 第一章 総 則
- 第二章 組合員
- 第三章 組 織
- 第四章 機 関
- 第五章 役 員
- 第六章 会 計
- 第七章 統 制

## 役員選挙規程

## 組合統制規程

## 規約の運用に関する了解事項

## 組合の支部に関する規則

## 組合員の範囲に関する了解事項

## 準組合員の取扱いに関する了解事項

## 組合費徴収についての了解事項

## 組織拡大に関する申し合わせ

## 監査委員会・監査内規

## 専門部および専門委員会についての内規

## 専門部および専門委員会についての内規運用に関する了解事項

## 書記局内規

## 慶弔についての内規

## 労使関係に関する労働協約

- 第1章 組合員
- 第2章 団体交渉
- 第3章 便宜供与
- 第4章 組合費の控除
- 第5章 労働争議
- 第6章 雑 則

## 組合員の人事に関する労働協約

## 組合員の給与に関する労働協約

# 熊本大学教職員組合規約

## 第一章 総 則

**第一条（名称）** 本組合は熊本大学教職員組合と称する。

**第二条（事務所）** 本組合の事務所は熊本市中央区黒髪二丁目三九番一号熊本大学内におく。

**第三条（目的）** 本組合は、組合員の労働条件の維持改善その他経済的、社会的、文化的地位の向上を図り、あわせて民主的な労働環境の建設に努めることを目的とする。

**第四条（事業）** 本組合は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 一、組合員の労働条件の維持、改善に努めること。
- 二、組合員の意に反する不利益処分に関して対応すること。
- 三、組合員の福利厚生に関すること。
- 四、組合員の教養、技能の向上および健康の増進に関すること。
- 五、教育、研究、医療および大学運営の民主化に関すること。
- 六、他の組合との連絡、提携に関すること。
- 七、その他、本組合の目的達成に必要なこと。

## 第二章 組 合 員

**第五条（組合員の資格）** 本組合は熊本大学に勤務する教職員ならびに組合が承認した者をもって組織する。ただし、労働組合法第二条但し書き第一号にある職にあるもの（別途定める）はこれを除く。

**第六条（加入）** 本組合に加入するには、執行委員会に加入申込書を提出するものとする。

**第七条（組合員資格の喪失）** 組合員資格の喪失は以下の場合とする。

- 一、熊本大学の職員でなくなったとき。ただし、組合員が大学より解雇通知があった場合、その事項の終結のあるまで組合員の資格を失わない。
- 二、労働組合法第二条但し書き第一号にある職に就いたとき。
- 三、除名されたとき。

**第八条（脱退）** 本組合から脱退するには、支部を経由して執行委員会に脱退届を文書で提出しなければならない。

**第九条（組合員の権利）** 組合員は次の権利を有する。

- 一、平等に組合の利益を受けること。なお、組合員は、人種、宗教、国籍、性別、門地、または身分を理由に組合員の資格を奪われない。
- 二、組合の活動について意見を述べ、決議に参加すること。
- 三、役員を選挙し、役員に選挙されること。
- 四、執行委員会の活動状況について報告を求めること。
- 五、組合の会計帳簿を閲覧し、会計の監査を求めること。
- 六、役員解任または職務停止を要求すること。
- 七、規約第三十二条に定める手続きによらなければ、除名その他の処分を受けないこと。

**第十条（組合員の義務）** 組合員は次の義務を負う。

- 一、組合の規約を守り、決議に従うこと。
- 二、召集を受けた会議に出席すること。
- 三、組合費その他の拠出金を納めること。

### 第三章 組 織

**第十一条（支部）** 本組合に職種、職域に応じて支部を置く。支部の名称については別に定める。

2 組合員はすべていずれかの支部に所属するものとする。

**第十二条（支部の運営）** 支部は本規約の趣旨に反しない限り、自主的に運営することができる。

2 支部はその運営を円滑にするために、必要に応じて支部規約を作成することができる。

**第十三条（専門部等）** 必要に応じて執行委員会に専門部および専門委員会を置くことができる。

2 専門部の運営に関する事項は執行委員会で別に定める。

## 第四章 機 関

**第十四条（機関の設置）** 本組合に次の機関をおく。

- 一、大会
- 二、執行委員会
- 三、監査委員会
- 四、選挙管理委員会
- 五、統制委員会

**第十五条（大会の開催）** 大会は本組合の最高議決機関であって代議員をもって構成し、執行委員長がこれを召集する。

- 2 大会は毎年一回これを開催する。
- 3 大会は、執行委員会が必要と認めたとき、五分の一以上の代議員から請求があったとき、または二〇分の一以上の組合員から請求があったときは、これを開かなければならない。
- 4 代議員は、組合員十名につき一名の割合で各支部がこれを選出する。
- 5 大会は三分の二以上の代議員の出席がなければその会議を開くことができない。
- 6 大会の議事は、出席代議員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

**第十六条（大会の権限）** 大会は次の事項を決定する。

- 一、規約案および改正案
- 二、役員を選出および解任
- 三、労働協約の締結、改定
- 四、争議行為の開始、終結
- 五、予算の決定および決算の承認
- 六、運動方針および事業計画の決定
- 七、役員選挙規程、組合統制規程、支部に関する規則の制定および改正
- 八、執行委員会の定める規則の承認
- 九、他の労働組合等との連携
- 十、組合の解散
- 十一、その他執行委員会で必要と認めた事項

- 2 この規約の改正は、組合員の直接無記名投票にて全員の過半数の賛成により決定する。
- 3 争議行為のうち、同盟罷業については、組合員の直接無記名投票による全員の過半数の賛成がなければ開始できない。
- 4 組合の解散については、すべての組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名の投票による全員の四分の三以上の多数によらなければ、これを解散することはできない。
- 5 他の労働組合等との連携のうち、上部団体への加盟脱退については組合員の直接無記名の投票による全員の過半数の賛成で決定する。

**第十七条（執行委員会の開催）** 執行委員会は全執行委員をもって構成し、執行委員長がこれを召集する。

**第十八条（執行委員会の権限）** 執行委員会は次の事項を行なう。

- 一、大会の決議事項の執行
- 二、規約、予算、運動方針および事業計画の立案
- 三、業務執行に関する規則の制定および改廃
- 四、その他の事務処理

**第十九条（監査委員会の開催および権限）** 監査委員会は監査委員の合議制とし、次の事項を行なう。

- 一、会計監査
- 二、事務および事業監査
- 三、前各号の監査結果を大会に報告すること

**第二十条（選挙管理委員会）** 選挙管理委員会は役員選挙および組合員の直接無記名投票に関する事務を管理する。

- 2 選挙管理委員会に関する細則は別にこれを定める。

## 第五章 役員

**第二十一条（役員の名称および定数）** 本組合に次の役員をおく。

- 一、執行委員長 一名
- 二、副執行委員長 若干名
- 三、書記長 一名

- 四、書記次長 一名
- 五、その他の執行委員 若干名
- 六、監査委員 三名

2 執行委員と監査委員はこれを兼任することはできない。

**第二十二条（役員を選出）** 役員は組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名の投票による投票者の過半数をもってこれを選出する。

2 副執行委員長および書記次長は、執行委員会において執行委員の中から互選するものとする。

3 選挙に関する細則は別にこれを定める。

**第二十三条（役員の職務）** 執行委員長は、組合の業務を総理し、本組合を代表する。副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときはその職務を代行する。

2 執行委員は、執行委員会の運営を分担し、共同して組合の業務執行にあたる。

3 書記長は、業務を統轄して会計その他日常の事務処理にあたる。処理にあたって書記局を組織することができる。書記次長は、書記長を補佐する。

4 監査委員は、監査委員会の職務を分担する。

**第二十四条（役員の任期）** 役員の任期は一年とする。

2 役員に欠員を生じたときはこれを補充する。補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第六章 会 計

**第二十五条（経費）** 本組合の経費は、組合費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

**第二十六条（組合費）** 組合員は毎月所定額の組合費を納入しなければならない。

**第二十七条（会計年度）** 本組合の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

**第二十八条（会計報告）** 監査委員会が会計報告をする際には、公認会計士の証明書を付することとする。

## 第七章 統 制

**第二十九条（組合名の使用）** 組合員は機関の承認を得なければ本組合の名をもって行動してはならない。

**第三十条（組合の代表者）** 本組合の代表者として派遣された者は、決議に従って行動しなければならない。

2 上の者は派遣を命じた機関にたいして報告の義務を負う。

**第三十一条（懲罰の要件）** 本組合の役員または組合員であって次の事由に該当するときは、これを懲罰処分に付することができる。

- 一、本組合の規約に違反したとき。
- 二、本組合の決議に服しないとき。
- 三、その他本組合の利益または名誉を毀損したとき。

**第三十二条（懲罰の手續）** 懲罰は、除名、解任、職務停止、権利停止および戒告の五種類とする。

2 組合員の除名および役員解任は、統制委員会の調査報告にもとづき、すべての組合員が平等に参加する機会を与えられた直接無記名の投票による全員の過半数をもってこれを決定する。

3 その他の処分は、統制委員会の調査報告にもとづき、大会がこれを決定する。

4 統制委員会に関する細則は、別にこれを定める。

附則 本規約は二〇〇四年四月一日より施行する。

一部改正 二〇一一年五月二十一日

# 役員選挙規程

**第一条（目的）** 本組合の役員選挙は、この規程の定めるところによる。  
規約第十六条二項に定める組合員の直接無記名の投票についても、この規程を準用する。

**第二条（選挙管理委員会）** 選挙管理委員会は、各支部において選出された各一名の委員をもって構成する。

2 選挙管理委員長は委員の互選とする。

3 委員会は過半数の委員の出席によって成立し、議事は出席委員の過半数によって決定する。

4 執行委員および監査委員は選挙管理委員を兼ねることはできない。

**第三条（役員候補者）** 組合員は、各支部の推薦、あるいは、組合員一名以上の推薦によって役員に立候補することが出来る。

**第四条（選挙の公示）** 選挙管理委員会は、少なくとも選挙期日の一六日前に選挙を公示しなければならない。

**第五条（投票の方法）** 投票は直接無記名記号式によって行なう。

**第六条（投票に関する疑義）** 投票に関する疑義は、選挙管理委員会が遅滞なくこれを決定するものとする。

**第七条（開票）** 開票は原則として投票終了後ただちに行なう。

**第八条（当選人の決定）** 有効投票の多数を得た者をもって当選人とする。

**第九条（再選挙）** 投票が規約所定の要件をみたさないときは、ただちに再選挙を行なわなければならない。

**第十条（補欠選挙）** 役員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行なう。ただし執行委員の欠員が各支部一名（ただし全部で四名以内）のときは、補欠選挙を行なわないことができる。

附則 本規程は二〇〇四年四月一日より施行する。

一部改正 二〇一〇年八月一日、二〇一三年八月一日

# 組合統制規程

**第一条（目的）** この規程は、規約第三十二条に基づき、統制委員会（以下「委員会」という）に関して必要な事項を定める。

**第二条（懲罰の請求）** 執行委員長は、大会または執行委員会から懲罰請求があったときは、これを遅滞なく委員会に付議しなければならない。

**第三条（委員会の構成）**

- 一、委員会は、各支部の代議員の中から選出された各一名の委員をもって組織する。
- 二、統制委員長は、委員の中から互選するものとする。
- 三、委員の任期は当該懲罰事項の処理が完了するまでとする。ただし、再任をさまたげない。

**第四条（委員会の開催）**

- 一、委員会は、執行委員長の発議により、統制委員長がこれを召集する。
- 二、委員会は、三分の二以上の出席によって成立し、議事は出席委員の過半数によって決定する。

**第五条（委員会の調査）** 委員会は、懲罰事由につき、すみやかに調査を行なうものとする。

**第六条（当事者の審問）** 委員会は、当事者を審問し、これに弁明の機会を与えなければならない。

**第七条（報告書の作成）**

- 一、委員会は、調査報告書を作成し、これを執行委員長に提出するものとする。
- 二、委員会は、報告書に懲罰の程度につき意見を付することを要する。

**第八条（懲罰の付議）** 執行委員長は、委員会の調査報告にもとづき、遅滞なく懲罰の可否を問わなければならない。

附則 本規程は二〇〇四年四月一日より施行する。

## 規約の運用に関する了解事項

**第一条** 本規約の運用については、当分の間、以下の了解事項による。

**第二条** 執行委員長・書記長・監査委員の選出について定める。

- 一、執行委員長候補は各支部の持ち回りとする。その持ち回り順序は文学部・法学部支部、理学部支部・工学部支部、医学部支部・教育学部支部。
- 二、書記長候補者は全学的見地から検討し推薦する。
- 三、監査委員候補者三名のうち、一名は前年度役員より推薦。残り二名は次の各支部より持ち廻りとする。その持ち廻り順序は、文学部・法学部支部、理学部支部、事務局支部、医学部支部、工学部支部、薬学部支部、教育学部支部。

**第三条** 執行委員長と書記長を除く執行委員の総数は二五名以内とする。

**第四条** 執行委員長と書記長を除く執行委員の各支部配分は、医学部支部に五名、文学部・法学部支部、工学部支部、教育学部支部に三名、理学部支部に二名、その他の支部一名とする。

- 2 執行委員長または書記長を出した支部は配分から一名を除くことができる。また、支部構成員数が極めて少ない支部については、支部の申し出に基づき執行委員の選出を免除することがある。
- 3 前項の規定に基づき減らされた執行委員の数は、役員選挙規程第10条の欠員としては扱わない。
- 4 第二条及び第四条第1項の運用に際しては、組合員の自主的な立候補を妨げてはならない。

**第五条**

- 一、規約第十五条五項の代議員の出席は委任状によることができる。委任状は白紙委任に限る。
- 二、代議員が前日までに代理人を申請した場合には、その者を代議員とみなす。
- 三、前項による配分は、執行委員会で決定するものとする。
- 四、大会は、執行委員会が組織されて二ヶ月以内に開催するものとする。

**第六条** 規約二十八条の公認会計士の証明書を付することについては、労働組合法に基づく法人登記を行うまで省略する。

附則 本了解事項は二〇〇四年四月一日より施行する。

附則 本了解事項は二〇〇九年四月一日より施行する。

## 組合の支部に関する規則

**第一条** この規則では規約第 11 条にいう支部の構成等について定める。

**第二条** 組合の支部は以下の通りとする。

- 一、文学部・法学部支部
- 二、教育学部支部
- 三、工学部支部
- 四、医学部支部
- 五、薬学部支部
- 六、理学部支部
- 七、事務局支部

**第三条** 組合員はその職種、所属に応じていずれかの支部を選択する。

**第四条** この規則の改正は執行委員会の提案に基づき大会で行う。

## 組合員の範囲に関する了解事項

**第一条** この規則では規約第五条にいう組合員の資格について定める。

**第二条** 組合の認めた者は次のいずれかに該当する者とする。

- 一、大学から解雇された者で、地位をめぐって大学と係争中の者
- 二、組合の専従職員

**第三条** 労働組合法第二条但書き第一号に該当する者とは、以下のものとする。学長、理事及び監事、並びに一般職員、教育職員及び医療職員のうち、各部局の長その他の雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者。

**第四条** この了解事項の改正は執行委員会で行い大会に報告する。

附則 本了解事項は二〇一七年八月一日より施行する。

## 準組合員の取扱いに関する了解事項

**第一条** 「労働組合法第二条但し書き第一項にある職」に就くことにより、本組合の組合員たる資格を失った者は、これを準組合員として取扱う。

**第二条** 準組合員は、労働金庫、教職員共済の福利厚生施設をひきつづき利用することができる。

**第三条** 準組合員は、毎月組合費相当額の会費を納入するものとする。

**第四条** 準組合員は、「労働組合法第二条但し書き第一項にある職」でなくなったときは、当然に組合員資格を回復したものとみなす。

**第五条** 準組合員は、組合員名簿に（準）を付記して記載するものとする。

附則 本了解事項は二〇〇四年四月一日より施行する。

## 組合費徴収についての了解事項

**第一条** 規約第二十五条については以下の了解事項による。

**第二条** 組合費は基本給月額額の千分の八とする。ただし期限を定めて雇用される職員の組合費については以下のように取り扱う。

一、週所定労働時間が 40 時間の職員の組合費は日給単価を 21 倍した金額の千分の六とする。

二、週所定労働時間が 30 時間の時間雇用職員の組合費は、時間給単価を 126 倍した金額の千分の三とする。

三、任期制教員の組合費は基本給月額額の千分の六とする。

四、上記以外の期間を定めて雇用される職員の組合費は、上記に準じて執行委員会で定める。

2 前項に基づいて決められた金額に 10 円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた金額を組合費とする。

**第三条** 支部は、執行委員会の承認を得て、第二条に定めた組合費に加えて独自に組合費を徴収することができる。

附則 本了解事項は二〇〇四年四月一日より施行する。

## 組織拡大に関する申し合わせ

- 一、他支部からの転入者は、当該支部に所属したものとする。
- 二、新規採用者または組合員でないものに対し、組合への加入案内のパンフレット等をわたし、積極的に加入をうながす。
- 三、前号の組合員は、初めての組合費納入月の月初めより組合員としての資格を取得したものとみなす。

(改正二〇〇四・四・一)

## 監査委員会・監査内規

**第一条（趣旨）**（この内規は）会計及び事務・業務に関する帳簿や記帳・書類などの整備・保管を促し、組合財政の健全化と活発で継続的な組合活動の円滑化をその目的とする。

**第二条（会計監査）** 会計監査は、次の各号について行なうが、帳簿・伝票の点検や、不備・不正の発見だけでなく、組合財政が、組合活動を、健全かつ前向きに生かされているかをみること。

- ・一般会計　イ　年度内の収支について予算・決算の比較対照によること。  
ロ　年度末の経理状況について。
- ・特別会計　前号に同じ。
- ・一時的事業の会計　イ　収支、剰余金の処置および一般会計との関係について。

**第三条（事務・事業監査）** 事務・事業監査は、次の各号について行なうこと。

- ・書類監査　イ　規約・規程等について  
ロ　組合員名簿について  
ハ　帳簿等の保存について  
ニ　他団体関係の書類・資料について
- ・活動監査　イ　執行委員会議事録について  
ロ　選挙管理委員会等・各種委員会の議事録について

- ハ 大会の議事録について
- ニ 交渉に関する記録について
- ホ 支部部会・会合等の記録に関することについて
- ヘ 新聞・ニュース等の公式保存について
- ・事業監査
  - イ 労働金庫に係る記録について
  - ロ 教職員共済に係る記録について
  - ハ その他の事業に係る記録について
- ・支部監査
  - イ 支部会計について
  - ロ 支部活動の記録等について

## 専門部および専門委員会についての内規

- 一、規約第十三条にいう専門部および専門委員会についてはこの内規による。
- 二、（目的）専門部および専門委員会（以下専門部）は六にかかげる各専門部の目的に沿って、成果を蓄積し、問題点を整理し、方針を作成して組合活動の継続的發展に寄与することをめざす。
- 三、専門部の部員は組合員の中から執行委員会が選出する。
- 四、執行委員会は各専門部の担当執行委員を互選し、当該専門部の長を兼ねる。
- 五、専門部員は必要に応じて執行委員会に出席し、発言することができる。
- 六、次にかかげる専門部をおく。
  - (1) 賃金専門部会
    - 賃金・昇格・昇給、人事全般について調査し職員の待遇改善を図る。
  - (2) 教育文化部会
    - 組合活動上の諸問題、大学の運営上の諸問題について、各種の教研集会、学習・講演会を企画し、必要に応じて調査・資料作成、情宣をすすめる。
  - (3) 組織財政部会

組合の組織および財政方針を検討する。

(4) レクリエーション部会

組合員及びその家族の親睦・交流のための諸活動を企画する。

(5) 青年部

青年のもつ特徴的要求にもとづき、全国的に連帯して活動する。

(6) 女性部

女性のもつ特徴的要求にもとづき、全国的に連帯して活動する。

(7) 職種別部会

職種毎の特徴的問題を検討し、その解決を図る。

イ、事務職員部会

ロ、技術職員部会

ハ、図書職員部会

二、現業職員部会

ホ、有期雇用職員部会

へ、看護師部会

ト、教員部会

チ、医療技術職員部会

七、専門委員会

随時課題に応じて設ける。

八、この内規の変更は執行委員会が行い定期大会に報告する。

二〇〇四・四・一制定

## 専門部および専門委員会についての 内規運用に関する了解事項

- 一、部会員の任期は、原則として二年以上とする。
- 二、六（7）の職種別部会の部会員は適宜六（1）賃金専門部会の部会員を兼ねるようにする。
- 三、六（1）、六（2）、六（3）の各部会の担当執行委員に四役を含めるようにする。
- 四、七、の専門委員会とは、例えば交通問題専門委員会・図書館問題専門委員会等、必ずしも恒常的設置を要しない委員会のこととする。
- 五、人数等については、その都度執行委員会で決める。

二〇〇四・四・一制定

## 書記局内規

**第一条** この内規は、熊本大学教職員組合同規約第二十二條三項にいう書記局について定める。

**第二条** 書記局は、書記長の統括のもとに執行委員会の執行業務の処理を行う。執行業務は、次の業務を含む。

- ・組合同規約の保管、組合同名簿の整理保管
- ・組合費の徴収事務ならびに組合同会計の記帳
- ・組合活動の方針・記録の整理保管
- ・諸会議の準備・各種連絡・資料の整理
- ・上部団体・他団体との連絡
- ・組合同新聞、組合同ニュース等の発行と配布
- ・労金・労災・教職員共済の事務

**第三条** 書記局は、書記長、書記次長、書記、執行委員会の任命する組合同員をもって構成する。

**第四条** 書記の就業規則・給与規則は、別に定める。

**第五条** この内規の改廃は、執行委員会が行う。

**第六条** 本内規は、二〇〇四年四月一日より施行する。

一部改正 二〇一〇年八月一日

## 慶弔についての内規

- 一、本組合の事業の一環として、組合員に対する慶弔事業について定める。
- 二、本組合員の死亡に際して、弔慰金として五〇〇〇円を贈り、組合として弔意を表す。
- 三、五年以上継続して組合員である職員の退職或いは転出に際して五〇〇〇円相当のものを贈る。
- 四、第二項、第三項に該当する組合員の所属する支部の支部長は該当者の氏名と該当事項を書記局に届出て、所定の手続きを行う。
- 五、この内規の改廃は執行委員会が行う。
- 六、二〇〇四年四月一日から実施する。

# 労使関係に関する労働協約

熊本大学教職員組合（以下、組合という）及び国立大学法人熊本大学（以下、大学という）は組合と大学との関係について以下のように協約する。組合及び大学はこの協約に則って御互いの立場を尊重しつつ平和的に関係を維持するよう努めるものとする。

## 第1章 組合員

### （組合活動）

**第1条** 大学は職員の組合加入の自由を認めるとともに組合に加入したことについて不利益な取扱いをしてはならない。また、大学は組合員の組合活動の自由を認め、組合員の行う正当な組合活動を理由に不利益な取扱いをしてはならない。

### （組合員の範囲）

**第2条** 組合の加入資格については組合が定め大学に通知する。

2 大学は前項の組合の加入資格に疑義がある際には、意見を言うことができる。

### （組合活動と勤務時間）

**第3条** 組合員の組合活動は原則として勤務時間外に行う。ただし、以下については勤務時間内に行うことができる。

- (1) 団体交渉など組合と大学が行う協議・会議等に参加する場合
- (2) その他双方が認めた場合

2 前項の各号に要した時間は欠勤時間とはせず給与を支給する。

## 第2章 団体交渉

### （交渉事項）

**第4条** 団体交渉事項は以下のとおりとする。

- (1) 組合員の労働条件及び団体的労使関係の運営に関する事項

(2) その他組合と大学が認めた事項

(交渉の申し入れ)

第5条 大学及び組合は相手側から交渉の申し入れがあった際には速やかにこれに応じる。

(予備交渉)

第6条 円滑な団体交渉の実施のため、事前に予備交渉を行う。

2 予備交渉で扱う事項は、交渉日時、交渉時間、交渉委員の人数、交渉事項の内容の確認とする。

(交渉委員)

第7条 組合及び大学は予備交渉で定めた範囲内の人数で交渉委員をそれぞれ任意に選

出し相手側に通知する。ただし、交渉委員には交渉事項について交渉権限を有する者を含まなければならない。

(交渉の円滑な実施)

第8条 組合及び大学は、定められた時間内で交渉を行うよう努めるものとする。

(勤務時間との関係)

第9条 団体交渉は勤務時間内に行うことを基本とする。

(文書による記録)

第10条 組合及び大学は交渉の記録を作成し双方が確認の上1通ずつ保存する。

(協約書の作成)

第11条 団体交渉において、交渉事項のうち双方が合意した事項については協約書を作成し双方の代表者が記名押印しなければならない。協約書は2通作成し組合と大学のそれぞれが保存する。

(部局単位での交渉)

第12条 部局単位での交渉を行う場合にはこの協約に準じて行うものとする。

## 第3章 便宜供与

(組合事務所等の貸与)

第13条 大学は組合に対して、次の便宜を供与する。

- (1) 組合事務所の部屋を無償で貸与する。
  - イ 本部事務所
  - ロ 医学部支部事務所
- (2) 大学は組合との協議の上掲示板を無償で貸与する。
- (3) 大学は組合事務所において内線電話(ダイヤルイン)の使用を認める。また、学内LANに接続することを認める。
- (4) 大学は組合が組合活動に関わる連絡・情報収集・情報伝達手段として学内便、郵便受けを使用することを認める。
- (5) 大学は組合が組合活動のために会議室その他の施設の利用を申し入れた際には、支障がない限りこれに応じるものとする。この場合、組合は施設の使用に際しては良好な教育研究環境の維持に努めるものとする。

#### (掲示板の利用)

**第 14 条** 組合は掲示を行う場合原則として所定の掲示板において行うものとする。

- 2 組合は前項の規定にかかわらず組合が屋外において可搬式の掲示板を使用する際には、場所、使用期間について大学に届け出るものとする。
- 3 組合は前 2 項の掲示板の使用に際しては良好な教育研究環境の維持及び学内における安全かつ円滑な通行の保持に努めるものとする。

#### (代替施設の貸与)

**第 15 条** 大学は都合により組合事務所、掲示板スペースの移転等の必要が生じた際には、組合へ明け渡しを求めることができる。この場合、大学は組合と協議の上代替施設の貸与を行うものとする。

- (2) 老朽化等の理由で施設の利用が困難になった場合、組合は大学に対して代替施設の貸与を求めることができる。この場合、大学は代替施設の確保に努めるものとする。

#### (費用負担)

**第 16 条** 組合事務所に係る電話代及び光熱水費は組合の負担とする。施設の保守に関する経費は大学負担とする。

## 第4章 組合費の控除

### (組合費の控除)

第17条 大学は労働基準法24条ただし書きによる労使協定に基づき、組合員の給与から組合費の控除を行う。

### (控除データの提出)

第18条 組合は、組合費の控除データを大学が指定する電子媒体で毎月3日までに提出する。

(1) 組合費の控除データの項目は、次のとおりとする。

- ① 個人番号
- ② 控除名称
- ③ 控除の額

(2) 控除データの追加、変更、修正はすべて組合が責任を持って行うものとする。

2 組合は毎年4月に対象者の名簿を作成し大学に提出する。大学は対象者の基本給表の位置付け（適用される基本給表、級、号俸）を組合に通知する。

### (組合費の控除)

第19条 大学は、組合から提出された控除データに基づき、組合費を控除する。

### (組合費の振込み)

第20条 大学は、前条の規定により、控除した組合費を組合が指定する口座に毎月振り込むものとする。

## 第5章 労働争議

### (交渉による解決の優先)

第21条 団体交渉においては、双方誠意をもって交渉し、交渉事項の解決に最善の努力を払うものとする。

### (斡旋、調停)

第22条 団体交渉で合意が得られなかった場合、一方の申請により労働委

員会の斡旋または調停に付することができる。

**(争議の予告)**

**第 23 条** 組合または大学が争議行為を行おうとする際には、附属病院にあっては開始

10 日前までに、その他の職場にあっては開始 3 日前までに文書でその旨を相手方に通告しなければならない。

**(争議行為中の団体交渉)**

**第 24 条** 争議行為中に一方から団体交渉の申し入れがあった場合には、相手方は正当な理由がない限り速やかにこれに応じるものとする。

**(争議不参加者)**

**第 25 条** 次の各号の一に該当する施設で業務に従事する組合員のうち、事前に大学と組合の間で協議して定めた者は争議に参加することができない。

- (1) 入院診療施設
- (2) 外来診療施設
- (3) 手術施設
- (4) 放射線診療施設
- (5) 消毒施設
- (6) 調剤施設
- (7) 給食施設
- (8) 空気調整施設
- (9) 蒸気供給施設
- (10) 給排水施設
- (11) 電気供給施設

2 前項に定める者の外大学と組合の間で協議し別途定めた者は争議に参加することはできない。

**(争議の禁止)**

**第 26 条** 組合及び大学は下記の事項の解決を目的として争議を行ってはならない。

- (1) 団体交渉で協議されていない事項
- (2) 労働委員会の斡旋、調停が進行中の事項

## 第6章 雑 則

### (有効期間と更新)

**第27条** この協約の有効期間は1年とする。ただし、期間満了の30日前までに組合・大学のいずれからも異議の申し出がない場合には、自動的に1年ごとに更新するものとする。

## 組合員の人事に関する労働協約

この協約は国立大学法人熊本大学（以下「大学」という。）に雇用される熊本大学教職員組合（以下「組合」という。）の組合員の人事に関する扱いを定める。大学及び組合はこの協約を遵守するとともに組合員の安定的な雇用及び大学の円滑な運営に配慮するものとする。

### （本人への通知）

- 1 大学が組合員に対し、出向及び別表に掲げる職種換（以下「出向等」という。）を命じる場合は、本人の意向を確認し、同意を得た上で、おおむね 20 日前までに本人に内示通知するものとする。
- 2 前項の期日によることができない特別な事情がある場合の出向等については、その事情を本人に説明し意向確認をし、同意を得た上でそれを行うものとする。

この場合においては、その状況を組合にも説明するものとする。

### （組合役員の出向等）

- 3 大学が組合役員（執行委員長、副委員長、書記長及び書記次長をいう。）について、第 1 項に規定する出向等を命じる場合には、本人の同意を得ることはもちろんのこと組合とも協議するものとする。

### （有効期間と自動更新）

- 4 この協約の有効期間は 1 年とする。ただし、期間満了の 30 日前までに大学、組合のいずれからも変更の申出がない場合には、自動的に 1 年ごとに更新するものとする。

別 表

区 分	職 種	備 考
教育職員	教育職員	
一般職員	事務職員 施設系技術職員 教室系技術職員 図書職員 教務職員 自動車運転手 調理師 設備管理技士 看護助手 医療機器操作員 臨床病理助手 診療放射線助手 薬剤助手 歯科技工助手 教務助手 配管工 ボイラー技士 電工 作業員	
医療職員	薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 臨床工学技士 視能訓練士 歯科技工士 看護職員	

## 組合員の給与に関する労働協約

この内容については、団体交渉結果によることから、毎年発行しています「活動報告集」又は「熊本大学教職員組合ホームページ」  
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>をご覧ください。

多くの教職員の加入で

教育・研究・労働条件を向上させよう

発行 2018 年 2 月